

Ⅲ. 大野第一区集会所使用規則

第1条 (目的)

この規則は、大野第1区の地域コミュニティ活動の拠点として設置している各集会所の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条 (管理者等の実務)

区内集会所の総括管理者は区長とし、区長は一区各集会所を一括管理する者を一名指名する。管理者は、集会所の運営実務を担当する。なお、総務部会長は、集会所全般の設備管理、防火管理等の実務について、区長の命によりこれを担当する。

第3条 (利用の順位)

集会所の利用上の優先順位は次のとおりとする。

- (1) 市が主催する会合又は集会(公職選挙関連を含む)
- (2) 区が主催する行事、会合又は集会(組長総会、企画推進協議会、役員会、運営部会、組総会など)
- (3) 区が認めた各種団体が主催する会合又は集会
- (4) 上記各種団体が認めた部、クラブ等の会合又は集会
- (5) その他、区民の福利厚生、教育、健康等に寄与する～教室・塾・集会等
- (6) 企業、会社等が主催する催し等。但し、公序良俗に反しないと区長が認めた場合。

<注1> 区民の通夜、葬儀の場合は極力最優先するものとする。

<注2> 上記(1)、(2)項の市あるいは区が主催する行事(含む準備等)、会合又は集会等のための使用日が、その他利用者の集会所使用予約日と競合する事態が生じた場合は、本第3条(利用の順位)に従って、他の使用予約を解除することができる。但し、遅くとも3日前までに使用予定責任者にその旨を連絡しなければならない。

<注3> (3)項の各種団体とは次の9団体である。

- 1) 万年青会 2) 女性会 3) 子ども会育成会 4) 体育推進協議会 5) 更生保護女性会
- 6) 宮島口交番連絡協議会 7) 民生委員・児童委員 8) 母子保健推進員
- 9) 廿日市市消防団 第十二分団

第4条 (利用の申請)

集会所の利用は、事前に一区集会所事務局の承認を得なければならない。申込みは管理人に電話等で使用状況の等を確認し、申込用紙(別記様式1)にて申し込むこと。

なお、長期間反復して使用する団体は、使用者全員の名簿を添付すること。

第5条 (使用の記録)

集会所を使用した場合には、使用責任者はその都度使用記録簿(別紙様式2)の各項を洩れなく記入し、管理者に提出すること。

第6条 (使用時間)

集会所の使用時間は、原則として午前8時から午後11時までとする。なお、使用時間には、準備及び後片付けの時間を含む。

(休所日) 年末12月29日から翌年1月3日、また、お盆の8月13日から15日は、集会所を休所とする。

第7条 (使用料)

集会所を使用する場合には、別項の集会所使用料区分に定める使用料を徴収する。

但し、第3条(2)の区及び(3)の区が認めた9団体が主催する会合または集会は、無料とする。

なお、市あるいは公共団体等が公共の目的で使用する場合は、その都度、別項の集会所使用料に準じて使用料を決定し徴収する。

<注> 第3条(3)の9団体に登録された趣味クラブ等は有料とする。

に準じて使用料を決定し徴収する。

<注> 無料の場合、光熱費も徴収しないが、エアコン使用料(コインタイマー)は利用者の負担とする。